

吹田市総合教育会議

令和元年7月28日(日)
午前9時30分
全員協議会室

次 第

- 1 いじめ防止について
 - (1) いじめ重大事態調査委員会からの7項目の提言を受けて

資料1 いじめに係る重大事態調査委員会からの7項目の提言と対応策

いじめに係る重大事態調査委員会からの7項目の提言と対応策について

1 提言項目ごとの対応策

提言1 被害児童・保護者に対する継続的な支援

(1) 被害児童が義務教育を受ける期間におけるケア

- ア 教職員で被害児童の学校生活見守りを継続。指導主事が定期的に学校を訪問し状況を把握している。
- イ 被害児童・保護者のニーズを踏まえ、学校体制や心のケアに取り組む。

(2) 中学校から高等学校への円滑な接続

- ア 中学校進学後も、小学校からの引継ぎをもとに、支援を継続する。
- イ 被害児童・保護者のニーズを踏まえ、進学する高等学校へ丁寧に引き継ぐ。

提言2 加害児童・保護者に対する継続的な指導と支援

継続して行っている加害児童の指導に対しては教育委員会や専門職も関与しながら学校の取組を支援。また、加害児童及び保護者の意向も踏まえ、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し関係機関につなげることも支援していく。

提言3 学年全体に対する支援

被害児童保護者及び加害児童保護者はもとより、本事案に対しての継続的な支援が必要であることを、学年懇談会やPTA総会等を通じて学年の保護者に周知する。

提言4 いじめのない学校づくり

(1) いじめ防止のための児童への働きかけ

- ア 環境整備も含め、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実。
- イ 学校で実施する児童生徒に対する定期的な調査、個人面談に加え、新たないじめ認知の方策として、はがき投函による「こどもSOSカード」を児童・生徒に配付。

(2) 教職員研修の実施

- ア いじめ問題に関する実践的な研修を実施し、全教職員が受講する。
- イ いじめに関する国や府の通知をもとに、学校の取組状況を点検し、必要な指導・助言を行い、学校の積極的な取組を促す。
- ウ 「いじめ対応マニュアル携帯版」を作成し、全教職員に配付し、活用する。

提言5 いじめに対する組織体制の見直しと徹底

- (1) 本事案を振り返り、現在のいじめ防止策を検証・徹底する。
- (2) 臨時校長指導連絡会で、「校内研修の充実」「組織の機能強化」等を再度徹底した。今後も指導・助言していく。
- (3) 上記(2)の2つの項目を、校長の今年度の評価育成システム（人事考課制度）の取組項目に掲載するよう指示した。
- (4) 府作成の「いじめ対応セルフチェックシート【教員用】」を活用し、校長が現在の教員の認識を確認。【校長用】は、回収後分析し、指導助言する。

- (5) 指導主事や新たに配置する「いじめ対応支援員」が定期的に学校訪問を行い、いじめに対応する委員会に参画し、組織体制や学校対応について助言する。
- (6) 全庁横断的な会議体「吹田市いじめ対応推進会議」を設置した。本事案への対応を着実に推進する。
- (7) 総合教育会議で、いじめ防止に向け、どのような取組が必要となるのか、その方向性について、協議・調整する。

提言6 専門家や関係機関との連携の強化

(1) SC（スクールカウンセラー）・SSW・弁護士の派遣

- ア 配置を拡充するSCとSSWが、チームとしてこれまで以上に効果的に対応ができるようにする。
- イ 「いじめに関する相談対応専任の相談員」を新規配置し、心理の専門家として子供や保護者へのカウンセリング、学校への支援等を実施することで、いじめの早期発見や早期対応、長期化や深刻化の防止をする。
- ウ いじめに係る重大事態調査委員会について、重大事態生起後、迅速に対応できる方策について検討する。

(2) 子ども家庭センターとの連携

子ども家庭センター等の関係諸機関との連携において、重大事態が生起した場合、適切な対応が行えるよう、連携を強化する。

提言7 本提言実施の確認

- (1) 定期的に確認、検証するため、構成員に学識経験者等の外部の専門家を加えた新しい会議体を設置し、被害児童保護者に適宜情報提供する。
- (2) 指導主事やいじめ対応支援員が定期的に当該校を訪問し、現状を把握する。

2 事業の拡充による対応策

(1) いじめ対応派遣相談事業

いじめの早期発見や早期対応、長期化や深刻化の防止を目的とし、心理の専門家として子供や保護者へのカウンセリング、学校への支援等を実施する。

(2) 学校問題解決支援事業

ア 各校のいじめ防止の取組みを組織的に推進するために、いじめ対応支援員を拡充する。

イ はがき投函による「こどもSOSカード」により、新たないじめ認知の方策として、早期発見・早期対応に繋げる。

(3) 子どもサポートチーム事業

いじめ防止の取組みを組織的に推進するために、各校の「いじめに対応する委員会」をコーディネートするSSWの配置時間を拡充する。